

関西法律学校の卒業証書と及第証

熊 博 毅

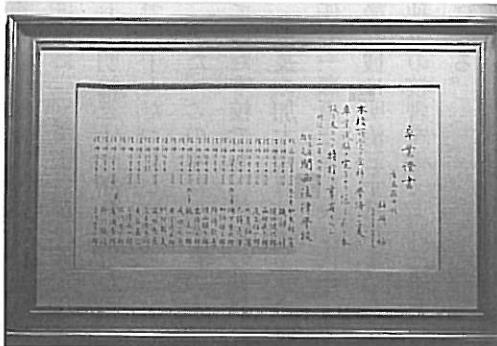
資料紹介

明治三十一年に関西法律学校を卒業した梅崎極氏の卒業証書と及第証ならびに賞状用丸筒が遺族の梅崎伸子氏から小谷多喜雄氏（昭40院修商・樟蔭東女子短大教授）と天井一夫氏（昭40院修経・阪南大学教授）を通じ、平成七年三月二十五日、大学史の資料として事業局出版部出版課に寄贈された。証書の所有者であつた伸子氏の夫・梅崎輝信氏（故人）は極氏の孫にあたり、小谷氏とは高校の同級生。以前から証書の寄贈を小谷氏に託していた。

年史資料の収集・整理を担当している出版課には現在、関西法律学校の第一回卒業生である津島（内田）重成氏の卒業証書と及第証が保存されているが、この二点はそれに次ぐ古いもの。明治三十一年九月十日付の証書の文面は次のとおりである。

資料紹介

資料紹介



梅崎極の卒業証書



梅崎極の及第証 (第一年科)

講師
講師
講師
講師

法博士
法博士
法博士
正八位

渋川忠二郎
廣瀬吉郎
菅沼豊二郎
印 印 印 印

校長の加太邦憲をはじめ、証書に記された講師の名は全部で二十四人にのぼり、当時の講師たちの顔ぶれを知る貴重な手がかりとなる。このうち、外国人法学者を招いて明治五年に設置された司法省法学校（本校の創立に強い影響を与えたフランス人ボアソナードも講師の一人）の卒業生に与えられる「法律学士」の肩書を持つ者は加太邦憲、掛下重次郎、鶴丈一郎、藤林忠良の四人。東京帝国大学法科大学（司法省法学校の廃止に伴い、文部省直轄の

資料紹介

東京法学校となつたものを明治十九年に吸収合併)の卒業生である「法学士」の肩書を持つ者は十六人を数える。ほかに「文学士」が一人、「ドクトル イユーリス」が一人。当時の講師たちのレベルの高さがうかがえる。なお、明治三十一年八月七日付『大阪毎日新聞』によると、この年、卒業試験に合格した者は梅崎氏を含め、全部で三十人だったという。

また、この年は「法官の大淘汰」と呼ばれる司法省の一大人事改革が断行され、司法省指定の法律学校となつていた本校でも、将来の発展を期し、社団法人化に向けて大きく一步を踏み出した年であった。

校長の加太邦憲は卒業式の直前、司法部中央の大抜擢により東京地方裁判所長から大阪控訴院長に就任し、前任の一瀬勇三郎校長に代わって招聘されたばかりで、校長として最初の仕事がこの卒業証書授与であった。その後、彼は明治三十八年まで八年間、校長の職に在り、本校の発展に力を注いだ。その間に本校は江戸堀に初めて独立の校舎を備え(同三十六年)、さらには専門学校令による大学(同三十八年)へと飛躍的躍進を遂げることになる。

もう一枚の及第証は明治二十九年九月十日の日付で文面は次のとおりである。

及
第
證

廣島縣士族

資料紹介

印

本
明
治
廿
九
年
九
月
十
日
西
法朱
律印
及
校
第
ヲ
證
ス
梅
崎
極
元治元年八月十二日

講 講 講 講 講 校
師 師 師 師 長
法 法 法 法 法 律士
學 學 學 學 學 士
士 士 士 士 士 朱士
正 從 正 正 從
七 位 八 位 五 位
淺 遠 成 橫 曇 一
井 藤 田 山 瀨
栄 鑛 錚 錚 勇
忠 元 太 治 三
太 郎 次 衛 郎 郎
印 印 印 印 印 印

資料紹介

創立当初から本校では毎年、進級試験が実施され、合格者には及第証が交付されていたが、この及第証は明治十九年の開校から十年経つても依然、その伝統が守られていたことのあかしとなる。

註

(1) 津島重成の卒業証書の文面は次のとおりである。

資料紹介

(2)

津島重成の及第証の文面は次のとおりである。

及第證

教師	法學士	法律學士	從七位
教師	法律學士	從六位	
教師	法學士	正七位	
教師	法律學士	正七位	
教師	法律學士	從七位	
教師	法律學士	從七位	
教師	法律學士	從七位	
法學士			從六位

遠瀧水手藤矢野井鶴柿小
藤川上塚林野村上見崎倉
忠長太忠鉄守欽
二郎良茂吉操義吾久
次郎印印印印印印印印印

資料紹介

及
第
證

印

本

明 校
治 第
廿 一
一 年 年
七 月 科

關 西 科
教 師 教 師 教頭兼教師
教 師 教 師 教頭兼教師

試 驗 及 第
朱 律印 律印
法 律學 學

山 口 縣 津 島 重 成
口 縣 津 島 重 成
士 族 島 重 成
十九年一月

從 位 徒 位 徒 位 徒 位
七 六 七 六 七 六
手 井 鶴 小
塚 上 見 倉
太 守
郎 操 義 久
印 印 印 印

資料紹介

印

本

明治廿一年九月

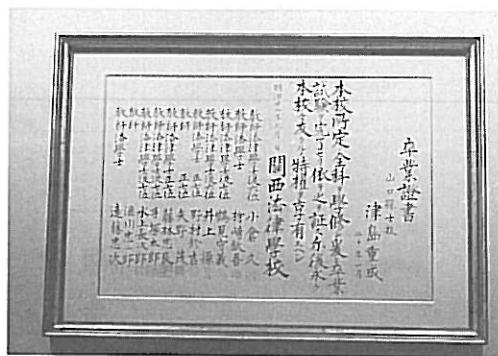
關西法科試驗及第ヲ證ス

山口縣士族津島重成
十九年三月

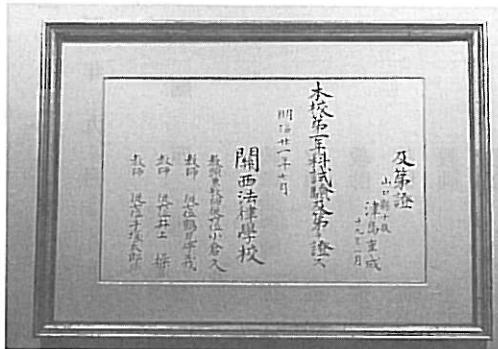
律印

教師 教師 教師 教師 教師 教師 教頭兼教師
從七位 徒七位 正七位 徒六位 徒七位 徒六位 徒六位
濱川忠長二次郎 岸上太郎 手塚良郎 藤林操 鈴忠義 堀見操 堀守義 小倉忠久

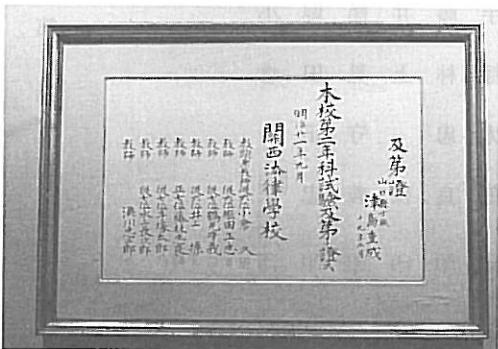
資料紹介



津島重成の卒業証書



津島重成の及第証（第一年科）



津島重成の及第証（第二年科）

(くま ひろき 事業局出版部出版課主任)

関西大学年史編纂委員会規程

制定 平成8年2月9日

- 2 委員長及び副委員長は、前条第1号及び第2号の委員のうちから委員会において選出し、理事会が任命する。
- 3 委員長は、委員会の業務を統轄し、副委員長は、委員長を補佐する。

(設置)

第1条 関西大学年史編纂に関する資料収集、整理及び活用等に関する業務を推進するため、関西大学年史編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の委員をもつて構成する。

- (1) 各学部から選出された者 各1名
(2) 年史編纂経験者 若干名
(3) 学識経験者 若干名
(4) 常務理事
(5) 教学部長
(6) 事業局長
(7) 事業局次長
(8) 出版部出版課長

(委員会の構成)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

(委員の任期)

第4条 第2条第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第2条第4号から第8号までに規定する委員の任期は、その職にある間とする。

3 第2条第1号の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 年史・紀要等の編纂及び刊行計画に関する事項
(2) 年史・紀要等の原稿作成に関する事項
(3) 年史資料の公開及び閲覧等に関する事項
(4) その他年史資料の収集、整理及び活用に関する事項

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2

委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立し、議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、事業局出版部出版課において行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

『関西大学年史紀要』発行要領

役員、評議員、大学役職者、各部局、課、室、他大学
年史室、関係諸団体、その他必要な箇所

六 紀要の刊行様式は次のとおりとする。

仕様 A5判 縦一段組

(ただし、内容に応じて組み方を変更することができる)

約二百ページ

部数 五百五十部

各部局及び課・室において紀要に登載すべき資料等がある場合は、年史編纂委員会事務局（出版部出版課年史担当者）まで、その都度連絡する。

- 二 紀要には、概ね次の事項を登載する。
(一) 大学歴史史料（書簡集、物品、写真、施設建築図等）
(二) 論説（教育史）、研究報告、評論、トピックス
(三) 大学年史に関する各部局、課・室の資料
(四) 人物伝、座談会記事、卒業生訪問記（書き書き）、
思い出の記（寄稿文）

(五) 学事統計、学生生活、クラブ活動

(六) 新聞資料集成、官報紹介

(七) 年表、その他学内諸情報

三 紀要是毎年度一回、三月を発行月とする。

なお、臨時号を発行することができる。

四 紀要の編集及び発行は関西大学年史編纂委員会で行う。

五 紀要是、概ね次の箇所に配付する。